

関係者各位

2026年2月14日

該 非 判 定 書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL:03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における
判定結果をご連絡いたします。

記

貨物名	USB3.0カメラ
型番	ARTCAM-1000MI-USB3 (DS版を含む)
輸出貿易管理令 別表第1 判定項番	10の項(2) 非該当 10の項(4) 非該当
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応		(1 / 3)		貨 物 名：USB3.0カメラ	
別1項番		次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10－（2）光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 （2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。）		メーカー名： 株式会社アートレイ	
				型及び銘柄： ARTCAM-1000MI-USB3（DS版を含む）	
		注 釈		判 定 欄	
[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。				該 当 ○ 非該当 × 対象外 －	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの		告示貨物		【×】	
イ 宇宙用に設計した固体の光検出器		※		【－】	
ロ イメージ増強管		※		【－】	
ハ イメージ増強管又はその部分品		※		【－】	
ニ 宇宙用に設計していないフォーカルブレーションアレイであつて、 次の（一）及び（二）に該当するもの				【×】	
（一） 次のいずれかに該当するもの				【×】	
1 熱型でないフォーカルブレーションアレイであつて、 次のいずれかに該当するもの				【×】	
一 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル 以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの				【×】	
イ 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの				【－】	
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの				【－】	
二 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメート ル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの				【×】	
イ 応答時定数が95ナノ秒以下のもの				【－】	
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの				【－】	
三 要素素子を二次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの				【×】	
四 要素素子を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超 3,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 次のいずれかに該当するもの （ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであつて、 要素素子の数が32以下のものを除く。）		除外		《－》	
イ 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が 3.8未満のもの				【－】	
ロ 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの				【－】	
五 要素素子 を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの				【－】	
六 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のイ及びロに該当するもの				【×】	
イ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が 10ミリアンペア毎ワットを超えるもの				【×】	
ロ 要素素子の数が32を超えるもの				【○】	
2 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルブ レーションアレイであつて、それぞれの要素素子がフィルタ ーのない状態において、8,000ナノメートル以上 14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの				【－】	

CMOSセンサを搭載した USB通信タイプのカメラ
数値（ 400-700nm ）
数値（ ）
数値（ ）
数値（ 400-700nm ）
数値（ ）
数値（ ）
数値（ 400-700nm ）
数値（ ）
数値（ ）
数値（ ）
数値（ ）
※電荷増倍を行うように設計及び 改造していないため非該当
数値（ ）
数値（ 10,657,984 ）
数値（ ）

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応 (2 / 3)

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10－（2）光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 （2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。）	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
〔省令〕第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。			該 当 ○ 非該当 × 対象外 －	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの				
ニ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、 次の（一）及び（二）に該当するもの				
（一） 次のいずれかに該当するもの				
（二） 次のいずれかに該当するもの			〔×〕	
1 白金シリコンを用いたものであつて、 素子の数が10,000未満のもの			〔－〕	数値（ ）
2 イリジウムシリコンを用いたもの			〔－〕	
3 アンチモン化インジウム又はセレン化鉛を用いたもの			〔－〕	数値（ ）
であつて、素子の数が256未満のもの		ひ		
4 砒化インジウムを用いたもの	※砒		〔－〕	
5 硫化鉛を用いたもの	ひ		〔－〕	
6 砒化インジウムガリウムを用いたもの	※砒		〔－〕	
7 テルル化水銀カドミウムを用いたスキャンングアレー であつて、次のいずれかに該当するもの			〔－〕	
一 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有していない ものであつて、素子の数が30以下のもの			〔－〕	数値（ ）
二 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有するもので あつて、素子の数が2以下のもの			〔－〕	数値（ ）
8 テルル化水銀カドミウムを用いたステアリングアレー であつて、素子の数が256未満のもの			〔－〕	数値（ ）
9 砒化ガリウム又は砒化アルミニウムガリウムを用いた量子 井戸フォーカルプレーンアレーであつて、 素子の数が256未満のもの	ひ ※砒		〔－〕	数値（ ）
10 熱型フォーカルプレーンアレーであつて、 素子の数が8,000未満のもの			〔－〕	数値（ ）
11 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれのの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 要素素子の数が4,096以下のもの			〔－〕	数値（ ） 数値（ ）
12 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 一方向の最大の要素素子の数が4,096以下であり、 かつ、すべての要素素子の数が250,000以下のもの			〔×〕	数値（ 400-700nm ） 数値（ 3,840 ） 数値（ 10,657,984 ）

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

$$(3/3)$$

別 1 項番		注 釈	判 定 欄	記 入 欄
	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの １０－（２）光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置 (２及び１５の項の中欄に掲げるものを除く。)		☐ 判定欄 ☒ 非該当 ☐ 対象外	
【省令】第9条　輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のもは、 次のいずれかに該当するものとす。			該 当 ○ 非該当 × 対象外 －	
三 ホ	光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、 次のいずれかに該当するもののうち、二に該当するものの以外のもの (一) 熱型でないフォーカルプレーンアレーであつて、 次のいずれかに該当するもの 1 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの 一 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの 二 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの 2 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの 一 応答時定数が95ナノ秒以下のもの 二 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの 3 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの 4 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超3,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの(ゲルマニウムのみを用いた要素素子のみを有するものであつて、要素素子の数が32以下のものを除く。)。 一 要素素子の配列方向を基準とする 要素素子の縦横比が3.8未満のもの 二 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの 5 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの 6 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、次の一及び二に該当するもの 一 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの 二 要素素子の数が32を超えるもの (二) 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレーであつて、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの	告示貨物	[×] [×] [×]数値 (400-700nm) [-] [-]数値 ([×]数値 ([-]数値 ([-]数値 ([×]数値 (400-700nm) [-]数値 ([-]数値 ([-]数値 (400-700nm) [-]数値 (《-》数値 ([-]数値 ([-]数値 ([-]数値 ([-]数値 ([-]	
七 の二	第三号又はホのいずれかに該当するフォーカルプレーンアレーのために特に設計した読み出し集積回路(民生用の自動車のために特に設計したものを除く。)	除外	[×] 《-》	

作成年月日 2026年2月14日
作成責任者 _____

会社名 株式会社アートレイ
所属・役職 技術部 _____

(フリガナ)
氏名 小川 亮 _____

電話 03 (3389) 5488 (代表) _____

内 線 _____



*告示貨物＝貨物等省令第9条第三号イ、ロ、若しくはホ

※印の項目の判定欄が[○]である場合は、その項目別対比表も作成すること。

該当項番	
① 輸出令別表第 1 の項番 [	]
② 貨物等省令の条項号等の番号等	
[	]
[	]

